

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案及び電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集  
(平成 25 年 4 月 30 日～同年 5 月 29 日意見募集)

## 【意見提出 10 者】

| No. | 提出された意見  | 意見に対する考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>本改正案は、閉鎖空間の漏洩ケーブル等に限って 150MHz 帯の防災相互通信用周波数を防災行政用または消防用として使用を可能とするための改正であると理解している。</p> <p>しかし、例えば、防災行政用の周波数に加えて、他の防災関係機関との通信を行うために防災相互通信用周波数を併有する場合についても防災行政用無線局として免許されているため、本改正案では、このような無線局が他の防災関係機関との通信を行うことができなくなってしまう。同様のことが消防用無線局についても言える。</p> <p>防災相互通信用周波数の本来の目的として他の防災関係機関との通信が従来通り可能であることを確認するとともに、これが損なわれないように原案の修正が必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>・周波数の使用制限等の修正案：</p> <p>防災行政用（消防用）無線局における 150MHz 帯の防災相互通信用周波数の使用は、他の防災関係機関所属の無線局と通信を行う場合、または漏洩同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する場合に限るものとし、「この周波数の使用は、他の防災関係機関所属の無線局と通信を行う場合、または漏洩同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する無線局との通信を行う場合に限る。」旨の付款を付して指定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山県】</p> | <p>御指摘を踏まえ、原案を修正いたします。</p>  |
| 2   | <p>当県では、防災行政用として防災ヘリコプターとの通信に使用する携帯基地局及び携帯局に、60MHz 帯の周波数を使用していたことから、平成 19 年 11 月 30 日までに周波数を移行する必要がありました。</p> <p>周波数の移行にあたっては、平成 19 年 2 月に、消防救急無線との共用化を図るため、ヘリコプター通信系は 260MHz 帯の SCP C 方式を採用する方針が示されていたことから、260MHz 帯への移行を希望したところですが、電波法関係審査基準等が整備されていない理由から、市町村防災行政無線の周波数と重複しない 60MHz 帯への周波数変更となりました。</p>  | <p>本改正では陸上における移動系無線局に関する改正にとどまっておりますが、頂いた御意見を基に、今後の電波法関係審査基準の改正に資するよう、検討を行うこととし、改正の間に申請をされる場合は、個別的に検討いたします。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>現在、防災ヘリコプターに搭載している150MHz帯の消防救急無線について、平成28年5月31日までに260MHz帯のSCPC方式へ移行しなければなりません、この無線更新にあたり、老朽化が進むヘリコプター通信系の60MHz帯の無線機についても、併せて更新したいと考えています。</p> <p>しかしながら、今回の電波法関係審査基準の改正において、ヘリコプター通信系に関する記述は無く、消防救急無線と同時に周波数移行することができず、対応に苦慮しています。</p> <p>このことから、ヘリコプター通信系に係る電波法関係審査基準の早急な整備と、整備スケジュールの提示を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【三重県】</p>  |  |
| 3 | <p>下記のとおり、消防用携帯局（船舶又は航空機に搭載）のSCPC方式による周波数の割当が新たに定義されました。</p> <p>航空機については、電波伝搬範囲が広がることから、（全ての）デジタル共通用周波数のみで空中線電力を1Wとし、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数は割り当てないと解しています。</p> <p>一方、消防機関には消防用船舶を運用している機関もあり、この場合、船舶に搭載する携帯局も当該市町村等及び都道府県が開設する基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数は割り当てないと解することとなりますか？</p> <p>もし、割り当てないと解するなら、消防機関の船舶による消防活動に支障が生じるものと思います。</p> <p style="text-align: right;">【静岡県】</p> | 別紙2を参照。  |
| 4 | <p>無線局免許手続規則関係</p> <p>都道府県デジタル総合通信系及び市町村デジタル移動通信系の陸上移動局の陸上移動局に係る技術基準を満たす2つの方式について、両方式の混信を極力避けるための改正として賛同いたします。なお、直接通信用周波数の指定に関しては、これら2つの方式の混信を確実に避けるために更なる電波法関係審査基準の改正等ルール確立が必要と考えており、総務省殿の推進をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【モトローラ・ソリューションズ株式会社】</p>  | <p>頂いた御意見は、本件意見募集に係る省令案に対する賛成の御意見として承ります。なお、頂きました御意見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> |
| 5 | <p>防災行政無線に関する審査基準関係（周波数の指定方法）</p>  | <p>頂いた御意見は、本件意見募集に係る訓令案に</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>防災行政無線の陸上移動局に指定可能な周波数の拡張を行うための施策として、周波数の指定方法の改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【モトローラ・ソリューションズ株式会社】</p>   | <p>対する賛成の御意見として承ります。</p>                  |
| 6 | <p>防災行政無線に関する審査基準関係（周波数の使用条件等）</p> <p>改正案では防災行政無線の都道府県・市町村等における 150MHz 帯及び 400MHz 帯（テレメータ系を除く）の周波数は、無線設備の耐久年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとしており、従前のままとなっています。</p> <p>一方、総務省殿におかれましては本年 5 月 17 日、情報通信審議会に対し、150MHz 帯及び 400MHz 帯業務用陸上移動無線通信システムについてデジタル方式へ移行する際の課題の解決及び新たな周波数有効利用方策を検討するよう諮問されたところです。</p> <p>当該帯域内の各種アナログシステムについて費用を最小限に抑えつつデジタル方式へ移行するためには、当該帯域の一部をできる限り広く空け、そこへデジタル化して移行する必要があります。このため、当該帯域のアナログ消防無線と同様にアナログ防災行政無線の使用期限を設定し、260MHz 帯へのデジタル方式への移行促進を図るべきです。これにより、150MHz 帯及び 400MHz 帯の各種業務用無線局のデジタル化を促進できるものと考えます。</p> <p>現在、国会審議中の改正電波法の目的が、防災行政無線・消防救急無線に対する費用補助強化による 260MHz 帯へのデジタル方式移行促進であることから、アナログ防災行政無線の使用期限を出来得る限り早期に設定することが、これらの関連施策を効果的に施行することに資すると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【モトローラ・ソリューションズ株式会社】</p> | <p>周波数の使用期限に係る内容につきましては、本件意見募集の対象外です。</p> |
| 7 | <p>防災行政無線・消防救急無線は、同じ周波数において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。これにより、災害時に重要となる迅速な相互接続も可能になると考えます。</p> <p>電波法関係審査基準の別紙 2 無線局の目的別審査基準（第 5 条関係）第 2 陸上関係の 2 公共業務用無線局（1）防災行政用のイ.用語の定義における「機関」として、電気通信事</p>  | <p>開設対象者に係る内容につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>    |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>業者を追加していただき、電気通信事業者が免許人として公共業務用無線局を運用可能となることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクモバイル株式会社】<br/>【ソフトバンクテレコム株式会社】<br/>【ソフトバンクBB株式会社】</p>  |   |
| 8  | <p>防災行政無線・消防救急無線は、同じ周波数において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。これにより、災害時に重要となる迅速な相互接続も可能になると考えます。</p> <p>電波法関係審査基準の別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係）第2陸上関係の2 公共業務用無線局（1）防災行政用のイ.用語の定義における「機関」として、電気通信事業者を追加していただき、電気通信事業者が免許人として公共業務用無線局を運用可能となることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning 株式会社】</p> | <p>開設対象者に係る内容につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>  |
| 9  | <p>横浜市消防局では、航空隊の携帯局（アナログ消防業務用無線機）に横浜市に割り当てられた周波数（以下、「市波」という。）を実装して運用しております。</p> <p>現在のアナログ無線においては、横浜市内で発生した災害に市波を使用して司令センターと各出場部隊間の無線管制を行っており、航空隊が横浜市内で発生した災害に出場した際にも、無線管制の一元化を図るため、市波で運用しております。</p> <p>デジタル化後も同様の運用を予定しており、市波を実装できなかった場合には、一元化した無線管制が不可能となり、航空隊の災害活動に支障をきたすため、携帯局にも陸上移動局と同様にデジタル共通用の周波数に加え、市町村が開設する基地局に割り当てられる周波数の対抗の周波数を指定していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【横浜市】</p>  | <p>デジタル消防・救急業務用の周波数を消防ヘリで利用することに関しては、統制波及び主運用波を利用することが可能であるため、運用上、特段問題は無いものと認識しておりますが、現在、消防庁において、同周波数の消防ヘリでの利用について、実態調査を行っているところであり、これを踏まえ今後検討していくことといたします。</p> |
| 10 | <p>P7～P8の A (B) cの携帯局について、現行文では携帯局にデジタル消防・救急業務用及びデジタル共通用の周波数の実装を認める記載をされているが、改正案では、デジタル消防救急業務用周波数の実装が削除され、「すべてのデジタル共通用周波数を指定する。」</p>  | <p>項番9に同じ。</p>  |

と変更されている。これでは、各都市で運用しているヘリコプターに搭載するデジタル無線機については、共通用周波数のみの実装となり、デジタル消防救急業務用周波数を実装できないこととなります。千葉市のヘリコプターの運用として、災害出動時に消防救急業務用周波数を使用している消防隊と直接通信できないことは、ヘリコプターからの緊急時の無線発報、災害活動中の上空から支援情報の送信ができないことによる消防活動の低下及び消防隊等からの周波数が違うことによる活動情報未送信など、消防隊との情報共有に支障が生ずることから、災害活動に支障をきたす可能性があります。仮に、デジタル消防救急業務用周波数とデジタル共通周波数の複数の周波数を同時に運用する場合、一つの災害事案に複数の周波数帯と通信が可能となるように、無線機を複数用意し運用することとなるため、災害時の無線運用が複雑となり、消防活動及び無線運用に支障をきたします。

このことから、携帯局についてもデジタル消防・救急業務用周波数の実装を認めるよう変更を要望します。

【千葉市】